

# 三重県における消費者教育

平成28年3月28日(月)  
三重県教育委員会

# 三重県における消費者教育

## I 高等学校における消費者教育

- ◎ 三重県教育委員会、県立高等学校における取組
  - 1 三重県教育ビジョン
  - 2 教育委員会の事業
  - 3 高等学校における事例
    - (1) 家庭科における取組
    - (2) 商業学科における実践事例
    - (3) キャリア教育における実践事例

## II 消費者行政が実施する消費者教育

- ◎ 消費者行政として実施・協力する学校における消費者教育の概要

# I 高等学校における消費者教育

## ◎ 三重県教育委員会、県立高等学校の取組

### 1 三重県教育ビジョン(H28. 3月策定)

- 消費者教育の充実を図るため、教員間の教科を越えた連携や外部機関との連携、消費者問題の変化に対応した教材開発、教員の研修環境の整備を行う。

### 2 県教育委員会の事業

- 県事業の「みえの担い手育成推進事業」(H28新規)、「ライフプラン教育総合推進事業」などで、主体的に社会の形成に参画する力を育成

#### ※ 「みえの担い手育成推進事業」

キャリア教育を推進する中で、職業や雇用の在り方、労働者としての権利と義務等についての生徒の理解を深め、社会人として必要な知識や能力、社会に貢献しようとする意欲を育成する。

#### ※ 「ライフプラン教育総合推進事業」

学校教育において、家庭科、公民科等の教科の学習に加えて、講演会等の開催やリーフレットの活用をとおして、生徒が家庭生活と家族の大切さに気付くとともに、生涯の生活設計(経済設計を含む。)を主体的に考える力等を育成する。

### 3 高等学校における事例

#### (1) 家庭科における取組

##### ① 教育委員会と三重県高等学校家庭科教育研究会との連携

共通教科としての家庭科の指導について検討する委員会において、食育の推進、少子高齢社会への対応、消費者教育の推進、持続可能な社会への対応等にどのように取り組むかについて検討

# I 高等学校における消費者教育

## ② 家庭科における実践事例 I ～食物分野との関連～

### 《普通科における実践》

- 学習の場：科目「家庭基礎」
- 内 容：「持続可能な社会の構築を目指した食生活について考える」

#### ◆安全・安心な食品を選ぶ

地元スーパーを訪問し、旬の食材、地産地消のマーク、肉のトレーサビリティ、フェアトレードの取組を知る。

#### ◆これからの食生活を考える

スーパーで調査した内容を踏まえて、食料自給率、児童労働の実態を知る。

#### ◆持続可能な社会の構築を目指した食生活を実践し、学校・地域に広げる

夏休み中、学習したことを生かした実践活動を実施し、レポートにまとめたものを2学期に班内で発表。その後、地域へ発信する方法について考える。

## ③ 家庭科における実践事例 II ～被服分野との関連～

### 《普通科における実践》

- 学習の場：科目「家庭基礎」
- 内 容：「衣生活を環境に配慮した消費者の視点で理解を深める」

#### ◆リフォームによるかばんの製作

生徒自らが家庭生活に目を向け、不必要となった衣服を再使用できるように作り直すことで、環境問題を考え、消費者としての自覚を高める。

また、衣服計画の視点から、再使用と環境や消費者との関連性を理解する。

# I 高等学校における消費者教育

## ④ 家庭科における実践事例 Ⅲ ～家庭クラブ活動～

### 《家庭学科における実践》

- 学習の場：学校家庭クラブの活動
- 目的：高齢者に対する問題商法からの防止啓発
- 内容：平成17年度から学校家庭クラブ活動で研究を始め、高齢者に対する、防止啓発に効果的な方法として、寸劇を考案



「ちょっと待って おばあちゃん」と題して、地域の公民館や同校で毎年実施される「シルバー世代交流会」等において寸劇を披露し、「オレオレ詐欺」の防止啓発活動を実施

- この活動は、生徒が毎年少しずつ改良し、その時々にあった内容にシナリオが書き直されている。
- 平成21年度には、この活動を知った三重県警察から、『オレオレ詐欺』の防止啓発DVDの制作協力依頼があり、生徒が携わることとなった。このDVDは、県警が実施する『オレオレ詐欺』の防止啓発活動に活用された。
- この活動を通じ、生徒は、消費者としての権利と責任を自覚し、消費活動を主体的に考えるようになった。  
また、高齢者に対する啓発を行うことにより、さらに学習を深めることができた。



# I 高等学校における消費者教育

## (2) 商業学科における実践事例

### 《高校生によるインターネットショッピングサイト「三重まなびや」の運営》

○ **概要:**科目「電子商取引」の授業の一環として、高校生が運営するインターネットショッピングサイトを地元企業に紹介し、販売促進の方策を企画提案するなど電子商取引を活用したビジネス実習をとおして、仕組み、関係法規、情報モラルを学習

#### ○ 消費者教育との関係

事業者側の視点で企業と消費者間の電子決済(クレジットやローン)等を学ぶことをとおして、電子決済のメリットやリスク、消費者保護について理解を深める。

### 《新聞を活用したケーススタディ》

○ **概要:**科目「経済活動と法」の授業の一環として、企業の社会的責任(CSR)が問題視された食品偽装問題や国内外の金融政策等について学習

#### ○ 消費者教育との関係

法令を違反した企業活動の事例研究や金融経済の仕組みに関する学習を通じて、法令遵守や説明責任、企業活動を行う際の消費者保護の重要性に対する認識を深めるとともに、消費者基本法の概要を理解

# I 高等学校における消費者教育

## (3) キャリア教育における実践事例

### 《SBP(ソーシャルビジネスプロジェクト)で生徒が変わる、地域が変わる》

- 概要:人口減少や地域の担い手不足等の地域課題を解決するために、生徒・教員 行政・地域企業・地域住民が一体となって地域資源を生かしたビジネスに挑戦
- 消費者教育との関係  
ビジネスを行う上での様々な課題を発見・分析し、計画的に課題を解決するプロセスの中で、消費者の視点で考える力を育成

### 《授業で行う「政策提案コンペ」》

- 概要:地域住民や商工会議所等との連携をとおし、生徒が市政への政策提案や、ご当地グルメを活性化する経営プランの提案などを実施
- 消費者教育との関係  
商工会議所や地元商店の方々とのふれあいは、生徒の消費者としての視野を広げるとともに、主体性を育成

### 《夢を現実に、そして社会へ ～「Akebono hair」》

- 概要:高校生美容室「Akebono hair」の開店と地元特産品を活用した美容商品開発プロジェクトを実施
- 消費者教育との関係  
生産、商品企画、商品説明、販売など一連の過程を体験的に学習をするとともに、美容室の経営により、消費者の視点で考える力を育成

# Ⅱ 消費者行政が実施する消費者教育

## ◎ 消費者行政として実施・協力する学校における消費者教育の概要

### (1) 消費生活出前演劇講座

- 小学生や中学生を対象に、インターネットやスマートフォン等による消費者トラブル等に巻き込まれないよう啓発を図る
  - ※ 地方消費者行政推進交付金を活用
- ネットいじめの防止も含めた啓発内容を、堅苦しくなく、楽しく学べるよう、演劇による出前講座を実施
  - 平成27年度：小学校2校、中学校7校
  - 平成26年度：小学校1校、中学校4校
  - (小学生対象の講座は劇団「笑劇派」が、中学生対象の講座は「三重県立桑名西高等学校演劇部」が上演)
- ※ 高等学校演劇部による出前演劇は、演じる高校生への啓発でもあることに加え、演劇機会の提供や教育現場との連携事例等の点で相互にメリット
- ※ 劇団「笑劇派」(愛知県豊田市)  
学校や社会が「笑顔になれる」笑劇を上演することなどを事業教訓とし、学校向けには、消費生活、防犯、交通安全などの幅広い分野の笑劇を上演



# Ⅱ 消費者行政が実施する消費者教育

## (2) 青少年消費生活講座

- これから社会に出る、また一人暮らしを始めることも多い高校生・大学生等に対し、消費生活に必要な基礎知識を習得させ、消費者被害の未然防止を図る
- 三重県金融広報委員会に所属する金融広報アドバイザーの協力を得て、若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの事例や対処方法などをテーマとした出前講座を実施
- 消費生活センターのホームページで紹介するとともに、県立高等学校、特別支援学校に講座案内を送付し、学校の要請を受けて講師を派遣

平成27年度（2月末まで）：10回（高校8校、専門学校1校、大学1校 計1,275人）

平成26年度：14回（高校11校、専門学校1校、大学1校、町教委1 計1,674人）

## (3) ネットDE研修

- 教育現場における消費者教育の推進を支援することを目的として、eラーニング形式の高等学校教員向けの研修ツール（ネットDE研修）を教育委員会（総合教育センター）と協力・連携して作成 ※ 地方消費者行政推進交付金を活用
- コンテンツ作成は教育委員会（総合教育センター）が行い、テーマ及び講師の選定、出演交渉、来訪対応は消費者行政主管課が対応

平成27年度：「高校生に多い消費者トラブルについて」（弁護士 菊地幸夫氏）

「消費者市民社会とは何か？について」（横浜国立大学教授 西村隆男氏）

平成26年度：「知らんとアカン！～お金のはなし～」（経済ジャーナリスト いちのせかつみ氏）

「これだけは！教師に求められる知的財産の知識」（三重大学教授 松岡守氏）

# Ⅱ 消費者行政が実施する消費者教育

## (4) 学校等の教育現場で使用できる啓発DVDの作成

- アダルト情報サイトなどの悪質サイトによる料金の不当・架空請求をはじめとしたインターネットトラブルの相談件数が増加傾向であることを受け、特に若者に多くみられるインターネット・スマートフォン等でのネットトラブルの事例と対処法を学べるDVDを作成 ※ 地方消費者行政推進交付金を活用

＜インターネットによる消費者トラブルにあわない為に＞

テーマ：「アダルトサイトのワンクリック請求」「オンラインゲームの高額課金」  
「インターネットオークションの注意点」「サクラサイト商法の注意点」

- 県内の公立中学、公立高校に配布するとともに、希望者に随時貸出

## (5) 消費者啓発関係資料(DVDを含む)の貸出

- 消費生活センターで展示・貸出している各種資料を、要請に応じて貸出  
例) センターで作成した啓発資料のほか、三重大学教育学部の学生の協力を得て作成した「消費者問題啓発かるた」や「消費者啓発絵本」等を貸出

## (6) 消費者行政と学校現場が連携した消費者教育の一体的な推進等

- 新しく策定した三重県消費者施策基本指針の第3章第2項を三重県消費者教育推進計画として位置付け、学校教育における取組も含めて消費者教育を一体的・計画的に進めていく
- 消費生活対策審議会の消費者教育研究部会を消費者教育推進地域協議会として位置付け、審議会委員から消費者教育の効果的な推進について多面的に意見をいただきながら取組を進めていく